

県・市町が実施する肝炎検査で陽性と判定された方へ

初回精密検査費用を助成します！

市町や県が実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方を対象に、医療機関での初回の精密検査の費用の助成を実施します。

なお、初回精密検査後は、医師の指示に従い定期的な経過観察を受けていただくことを推奨します。また、年1回程度、その後の受診状況を確認するフォローアップに協力していただきます。

対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象です

- 福井県内に居住する（住民票がある）方
- その後のフォローアップ（年1回程度の受診状況に関するアンケートへの協力など）に同意いただける方
- 次のいずれかに該当する方【陽性と判定されてから1年以内の方に限ります。】
 - ・市町の肝炎ウイルス検診で陽性と判定された方
 - ・県の健康福祉センター（保健所）で肝炎ウイルス検査を受け、陽性と判定された方
 - ・県の緊急肝炎ウイルス検査事業による肝炎ウイルス検査を受け、陽性と判定された方

提出するもの

- ・検査費用請求書（様式第3号）
- ・肝炎ウイルス検査（市町、県が実施したもの）の結果通知書
- ・医療機関が発行した領収書（精密検査費用に要した額がわかるもの）
- ・診療明細書
- ・振込先の口座情報がわかるもの（通常は通帳の表紙の裏側）のコピー



※請求いただいた費用は口座振り込みで申請の1～2か月後の月末に振り込まれます。支払いの通知は行いませんので、記帳などによりご確認ください。

問合せ先

- 福井県健康福祉部健康増進課 感染症対策グループ（TEL：0776-20-0351）
- 各市町 肝炎ウイルス検診担当課
- 各健康福祉センター

福井健康福祉センター	0776-36-6810	丹南(武生)健康福祉センター	0778-22-4135
坂井健康福祉センター	0776-73-4858	二州健康福祉センター	0770-22-3747
奥越健康福祉センター	0779-66-2076	若狭健康福祉センター	0770-52-1300
丹南(鯖江)健康福祉センター	0778-51-0034		

